第5回 中央区自治協議会 会議録

第 5 回 中央 区 目冶協議会 会議録	
開催日時	令和2年9月25日(金曜)午後3時00分から午後4時30分まで
会 場	万代市民会館(6 階 多目的ホール)
出席者	委 員
	日野浦委員、玉木委員、髙橋委員、外内委員、昆委員、板井委員、加藤委員、
	青山委員、樋口委員、中野委員、三膳委員、大竹委員、田村委員、竹田委員、
	三國委員、塩野委員、飯田委員、田辺(龍)委員、宮本委員、佐藤委員、
	目黒委員、前川委員、渡邉(隆)委員、髙取委員、田邊(裕)委員、
	西潟委員、河端委員、梶委員、松川委員、島津委員、桐生委員
	出席 31 名
	大席 7 名 (渡邉(紘)委員、小沢委員、松山委員、小野塚委員、知野委員、後藤委員、
	藤瀬委員)
	事務局・説明者
	<u>[警察]</u> 新潟警察署交通課長、新潟県警察本部交通規制課企画管理係長
	[新潟市役所]こども政策課長補佐
	[新潟市教育委員会]中央区教育支援センター所長、中央図書館館長補佐、
	中央公民館長
	[中央区役所]区長、副区長、窓口サービス課長、健康福祉課長、保護課長、建設課長、
=*	東出張所長、南出張所長、地域課長、地域課長補佐
議事	
	○ 会議の成立について
	委員 38 名中 31 名出席のため、規定により会議は成立
	(議長=外内会長)
	2 議事
	(議長)
	**** ~
	がありましたけれども、私の前には衝立がありますので、マスクを外させていただきま
	す。ご了承ください。
	それでは、配付しております次第をご覧ください。今回は議事が2件、報告が4件、
	その他が 1 件です。次第に沿って会議を進めていきますのでよろしくお願いいたしま

す。

(1) 令和3年度 中央区の特色ある区づくり予算(区役所企画事業)について (意見聴取)(資料 議1)

(議長)

まず、「議事(1)令和3年度中央区の特色ある区づくり予算(区役所企画事業)について(意見聴取)」です。総務課長、ご説明お願いいたします。

(総務課長)

総務課長の清水でございます。本日はよろしくお願いいたします。私から、議事1を 説明させていただきます。まず、来年度の「中央区の特色ある区づくり予算(区役所企 画事業案)」について説明いたします。お手元の資料議1をご覧ください。こちらの案 件は、区自治協議会条例の規定に基づき、自治協議会に意見を求めるものです。

次ページをお開きください。区役所企画事業(案)は、区ビジョンまちづくり計画の四つの方針に沿って立案し、方針ごとに12事業を掲載してあります。企画立案の過程においては、7月以降の各部会にてご意見をすでにいただいております。そこでのご意見は、できるだけ事業内容に反映させております。なお、区づくり事業に係る予算は区役所企画事業と区自治協議会提案事業の総額3,300万円となっており、今後、皆様のご意見をいただきながら、事業内容を精査していき、各事業の予算額を決定していきます。

順に説明いたします。総務課の番号 1「まちなか発にぎわいプロジェクト」です。 NEXT21 の 1 階のアトリウムにおいて、地域の情報発信やPRなどまちなかの活性化に資するイベントを実施します。また、賑わいの創出を図ることで、交流人口の拡大を図ります。主な取組みとしては、まちなか活性化実行委員会で事業を企画し、ミニコンサートや啓発を兼ねたパネル展示などを実施します。次は、地域課の番号 2「しもまち地域活性化事業」です。人口減少と高齢化の進行が著しい「しもまち地域」の活性化のため、地域の魅力を発掘発信し、人の交流・流入を促進します。主な取組みとしては、商店や施設とアーティストやクリエーターがコラボレーションする企画やまちあるき、施設でのライブイベントなどを開催します。

続きまして、めくっていただきまして、健康福祉課の番号3「レッツ トライ! 糖尿病予防事業」です。中央区に多い糖尿病を予防するため、正しい知識の取得や啓発を図ります。主な取組みとしては、コミュニティ協議会や地域の茶の間等へ栄養士を派遣することや、商工会議所や商店街等と連携した啓発活動、乳児を持つ保護者向けの食の講座、調理動画の配信などです。同じく健康福祉課の番号4「みんなでつながるにっこにこ子育て応援事業」です。母子保健や育児に関し、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を関係機関と連携、協働して行います。主な取組みとしては、子育て支援ネットワーク会議や産科との連携会議、妊カフェ、育カフェの開催、妊婦オンライン個別相談、育ぱるの開催、10か月育ちの講座です。

次のページに入ります。同じく健康福祉課の番号 5 「赤ちゃん誕生お祝い会支援事業」です。赤ちゃんの誕生を機に、地域と顔の見えるつながりをつくるため、「赤ちゃん誕

生お祝い会」の開催を支援します。主な取組みとしては、「赤ちゃん誕生お祝い会」の開催を希望する団体を募集し、参加者を地域の茶の間や地域での活動へつなぐ取組みを協働で実施します。同じく健康福祉課の番号 6 「話そう・つなごう・あなたの想い 終活きっかけ作り事業」です。独居高齢者や身寄りのない高齢者がもしものときに受けたい医療やケアについて、日ごろから家族や大切な人と共有できるよう、関係機関と連携して支援します。主な取組みとしては研修や啓発活動を行います。

めくっていただきまして、総務課の番号7「防災人材育成・地域づくり事業」です。 地域が主体となる自主防災活動を活発化させ、区民一人一人が適切な避難行動を取れる ような体制をつくります。主な取組みとしては、避難所運営におけるスキルの向上や助 成事業、避難行動要支援者の関係づくり、津波自主避難マップの作成などです。同じく 総務課の番号8「犯罪のない地域づくり事業」です。特殊詐欺の発生を未然に防止する ため、高齢者に対して協力事業者と注意喚起を行います。主な取組みとしては、特殊詐 欺への注意喚起チラシや啓発品の作成、警察署等との街頭啓発活動、協力事業者による 高齢者宅への訪問などです。

次のページにいきまして、窓口サービス課の番号 9 『鳥屋野潟環境啓発事業「とやの物語」』です。鳥屋野潟の認知度と環境意識を高め、広く市民等の取組みを促し、都市と自然豊かな水辺が共生するまちづくりを推進します。主な取組みとしては、子ども環境サミットの実施や鳥屋野潟関連資料の作成です。建設課の番号 10 「区民協働森づくり事業」は、汐見台周辺における防風対策を進めるため、地域や団体、有識者らと協働して、植樹イベントを行います。また、松くい虫の被害が確認されていることもあり、松くい虫に抵抗性のあるクロマツの植樹を行います。併せて、事業初期に植樹した一部箇所の除伐作業も実施します。主な取組みとしては、海浜植物園周辺で抵抗性クロマツ苗の植樹、汐見台エリア活用連絡協議会の開催、植樹のための準備、実施、植樹後の静砂垣設置などです。

次のページになります。地域課の番号 11「地域のお宝!再発見事業」です。中央区の魅力を再認識してもらうため、新潟シティガイドによる解説付のまち歩き「えんでこ」や、SNSなどの活用により、地域の魅力を発信します。主な取組みとしては、新潟シティガイドによる解説付「えんでこ(まち歩き)」の実施、区ホームページやSNSなどによる中央区の見所紹介、SNSや区役所だよりを活用した地域の魅力発信の実施です。

最後に、同じく地域課の番号 12「みなとまち新潟 伝統的産業 PR事業」です。「新潟 漆器」「発酵食」「古町芸妓」について、魅力再発見につながる機会を提供し認知度を上 げるとともに普及促進を図ります。主な取組みとしては、新潟漆器の利用促進、「料亭の味と芸妓の舞」事業への支援、古町芸妓の PR、区内製造発酵食の販売の促進、関連 イベントでの PR活動です。以上となります。よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等ありませ

んか。松川委員、どうぞ。

(松川委員)

鉄道・公共交通研究家の松川です。よろしくお願いします。ここを見て、最初の番号 1、2でまず「?」と思ったことが、コンサートという文字が出てきます。ライブイベントという文字が出てきます。コロナ禍で少しきついのではないかというのが私の感想です。イベントは1日で終わってしまいます。それでしたら、例えば、番号9『鳥屋野潟環境啓発事業「とやの物語」』の出前講座・体験学習、子ども環境サミット。子どものうちからこういうことを実際に体験させて、大切さを伝えるということは大事ではないかと思います。例えば、番号2「しもまち地域活性化事業」でも、こういういいところがありますとか、番号1「まちなか発にぎわいプロジェクト」にしても、まちなかの良さを伝える。あるいは学校の総合学習などに職員を派遣して総合学習に使ってもらうとか、そういったほうが先につながるのではないかと思っています。イベントは今、厳しいです。イベントは一過性で終わってしまいます。それよりは、未来につながるものにしていったほうがよろしいのではないかと、予算の使い方としてはより良いのではないかと感じました。

私は新潟市民になったのは37歳のときからですけれども、ほかの地域と比べて大人の方も新潟に来ると、どこも観光に行くところがないという人がいてびっくりしたのですけれども、新潟市はもっといいところがたくさんあります。そういうことを若いうちから気づいてもらって、頭と心に刻み込んでもらって、新潟はいいところですといったふうにつながっていくような使い方ができればというのが私の感想です。ぜひ、ご一考お願いいたします。

(議長)

清水課長、お答えいただけますか。

(総務課長)

ご意見ありがとうございました。いただいたご意見につきましては、今回の意見聴取 分と含めて、今後の部会を通し、検討の中で反映させていきたいと考えております。

(議長)

松川さんよろしいですか。

(松川委員)

はい。

(議長)

ほかにございませんか、なければ、この議事(1)については、次回の全体会議において、意見を取りまとめ、市長宛に提出します。意見のある委員は10月7日水曜日までに資料に添付の意見書を事務局へ提出してください。いただいたご意見は、事業を所管する担当部会で検討をお願いします。また、各部会では所管する分野の事業について、これまでの意見を踏まえて検討をお願いします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。清水課長、ありがとうございました。

(2) 寄居コミュニティハウスの移転整備について(意見聴取)(資料 議2) (議長)

次に移ります。「議事(2)寄居コミュニティハウスの移転整備について(意見聴取)」です。地域課長、ご説明をお願いします。

(地域課長)

地域課長の岩渕でございます。私から、寄居コミュニティハウスの移転整備につきまして、概要ということでご説明させていただきます。

まず、現在の寄居コミュニティハウスでございますけれども、ホチキス止めの資料議2の一番裏の面に位置図がございます。こちらにありますように、東大畑通の坂道の途中という、どっぺり坂の登り口の辺りにあたりますけれども、そこに建つ3階建ての建物ということでございます。加えまして、本日、追加配布いたしました、現在の寄居コミュニティハウスの施設規模という資料がございますけれども、こちらもご覧いただきたいと思います。現在の施設の図面ということになっております。

こちらの寄居コミュニティハウスにつきましては、当初は老人福祉センターのことぶき荘として使われてきた建物でございました。それを引き継ぐ形で改修を加えまして、平成11年からコミュニティハウスとして活用してきたものでございます。そのため、コミュニティハウスの延床面積はご覧のとおり、全部足しますと1,200平米弱ということになりまして、現状の区内にございますコミュニティハウスの平均面積が500平米前後ということですので、かなり広い施設ということになっております。また、1階につきましては、かつてはことぶき荘の入浴スペースだったわけですが、平成31年の1月以降は新潟小学校のひまわりクラブ第一が暫定的に現在使用しているという状況でございます。

ただ、寄居コミュニティハウスにつきましてはすでに築50年を経過しているということで、かなり老朽化が進行しておりまして、近年は毎年のように雨漏りの補修をしなければいけないというような数々の修繕を重ねているという状況でございまして、部屋の中では貸し出しをやめている部屋も一部あるということでございます。そのため、地元の新潟地区コミュニティ協議会からも、平成27年以来ということになりますが整備

のご要望をいただいてきたというものでございます。

このことにつきまして、この度、市役所の庁内で整備方針が決定いたしましたので、 本日の自治協議会の中でもご報告をさせていただくという次第です。

資料の2ページ目をご覧いただきたいと思います。1. 整備方針のところをご覧ください。記載にございますように、寄居コミュニティハウスにつきましては今現在、暫定的に同居しております新潟ひまわりクラブ第一と、さらには民間施設とも複合する形で、旧大畑少年センターの跡地に移転整備をするということになりました。

整備方法としましては、今ほど申しましたように、公民の複合施設ということで整備をするということでございまして、まずはコミュニティハウスとひまわりクラブ、こちらの整備を条件にしまして、民間事業者へ土地を売却する。そして、土地を購入した事業者は民間施設、マンションになるかテナントビルになるか分かりませんけれども、民間施設を整備してもらって、その施設の一角を市が購入、または賃借をしましてコミュニティハウス、ひまわりクラブとして使用するということで考えてございます。したがいまして、民間施設とコミュニティハウスとひまわりクラブが同じ敷地内に3施設が共存する形での整備ということでございます。

土地の売却予定でございます。令和3年の10月頃予定としてございます。今後、土地の売却にあたりましては、プロポーザル方式での入札を予定しているところです。プロポーザル方式につきましては、一般競争入札と違いまして、単純に入札金額の勝負ではなくて、入札金額に加えて業者から提案される整備の内容というものも審査の対象で、審査をして優劣をつけて落札者を決めるというものでございます。その分、プロポーザル入札をするにあたっては、準備に時間を要するということでございますが、今後順調にいって、来年の10月頃には落札者と契約できるという見込みになっています。

続きまして、移転先の旧大畑少年センターの跡地でございますが、こちらは資料の2に出てございます。位置的には、また先ほどの資料の裏面の位置図をご覧いただきたいのですが、位置図の中に黄色で示されている部分が旧大畑少年センターの位置ということでございます。したがいまして、現在のコミュニティハウスからは600メートル程離れているということで、徒歩圏内での範囲で移動ということでございます。

売却予定地につきましては資料の航空写真に出ておりますが、航空写真の赤枠の三角の部分、約1,800平米ということになります。この写真の中で網掛けがかかっているところがございますけれども、こちらが都市計画道路の本線がかかっている部分ということで、ここについては売却地から外しているというところになります。

なお、こちらのコミュニティハウスの移転整備にあたりましては、当初、旧大畑少年 センター跡地と旧中央消防署跡地が今あるのですけれども、そちらのいずれかに合築と いう形で整備をするという方向で検討しておりまして、その検討の結果、旧大畑少年セ ンター跡地のほうに整備するということになったものでございます。中央消防署の跡地 につきましては今後、一般競争入札で土地を売却するという予定で考えています。寄居 コミュニティハウスの移転整備につきましては、説明は以上ということでございます。 今回の寄居コミュニティハウスにつきましては、区が所管する施設の移転整備ということでございまして、自治協議会の皆様からの必須意見聴取事項に該当するということになっております。現時点では、コミュニティハウスとひまわりクラブと民間施設の複合の形で旧大畑少年センターの跡地に整備すると、今ほどご説明しましたような大変大きな基本方針しか示されていない状況ですけれども、その時点での意見聴取ということでございまして、なかなか意見もしづらいところもあるかと思います。

現時点では、新しいコミュニティハウスを整備するにあたっての、コンセプトに関する部分といいますか。例えばということですが、コミュニティハウスの整備にあたって、ひまわりクラブも同居しているということもございますので、バリアフリー、あるいはセキュリティ対策といった面を徹底してほしいというようなご要望ですとか、あるいはコミュニティハウスとひまわりクラブの利用者が互いに交流できるような複合施設のメリットを活用した施設にしてもらいたいといったご要望ですとか、民間施設と複合して整備するにあたっての留意点ですとか、あるいはご要望といったものを含めましてご意見を頂戴できればと思っております。

今回、皆様からいただくご意見に対しましては、先ほど、今後プロポーザル方式で入札をと申しましたが、プロポーザルの要綱の中に整備にあたっての留意点ということで盛り込んでいきたいという形で反映をさせていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本件につきましては、今後プロポーザルを行いまして、業者が確定した時点で整備内容がより具体化するということになりますが、今後もそうした節目に自治協議会の皆様にもご報告をしていきたいと思っておりますので、都度ご意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はありませんか。

(髙橋委員)

入舟地区コミュニティ協議会の髙橋でございます。こういう建物に関して、地元の 方々からお話があったかと思うのですが、プロポーザル方式を採用されるということ で、多分こういう建物は避難場所、防災から関係しますと避難場所として、本来ならば 指定していただきたいところだと思いますけれども、地元からの要望はあったのでしょ うか。それから、公民複合施設で公の建物ではないから、民間の業者がそういうふうに 受け入れてくれるのか、プロポーザルの項目に入っているのかどうかも、多分、地元の 人たちからも要望があったのではないかと思います。今現在、どのような状況になって いますでしょうか。教えていただきたいと思います。

(議長)

では、地域課長お願いします。

(地域課長)

地元の新潟コミュニティ協議会の皆様方とお話し合いをした際に、地元の皆様からの 最終的な要望事項の中に、防災機能という部分については含まれていなかったというと ころでございます。

(議長)

よろしいですか。

(髙橋委員)

地元がそれでよければ、いいですよね。

(議長)

完全な公の施設ではないですからね。

(髙橋委員)

ありがとうございました。

(議長)

ほかにございませんか。なければ、これも先ほどと同じく、意見のある委員は資料に添付の意見書を 10 月 7 日水曜日までに事務局までに提出してください。いただいたご意見は、次回の全体会議でご報告をしたいと思います。よろしいでしょうか。岩渕課長、ありがとうございました。

2 報告

- ---委員活動報告---
- (2) 委員からの報告について

(議長)

次に移ります。「報告(1)部会からの報告について」です。部会からの報告につきましては、各部会の報告が終わりましたら質疑を行いたいと思いますので、ご協力をお願いたします。それでは、第1部会の樋口部会長から、ご報告をお願いします。

①第1部会(資料 報1-1)

(樋口委員)

第1部会の樋口です。それでは、第1部会の会議概要を説明します。資料報1-1をご覧ください。日時は、令和2年9月14日14時から15時30分までということです。会場と出席者は記載のとおりで、ご確認をいただきたいと思います。

それでは、議題の説明に入ります。まず、本年度の部会の事業としまして、「ランチマップの作成について」ということです。過去のランチマップを参考に、掲載項目などにつきまして、実際に新潟古町まちづくり株式会社の作成担当者からも出席をしていただきまして、意見交換をさせていただきました。まず、店舗の紹介欄につきましては、現在把握している店舗情報データの内、テイクアウトやジャンルを掲載したらどうかという意見がありました。マップ欄の掲載マーク、例えば公衆電話ですとかATM、その他の掲載欄についてWiーFi環境の表示など再度の確認が必要ではないかという意見もありました。今後、意見を参考にしまして、具体的に作成担当者がマップの作成を進めていくことになりました。また、総務課より、ランチマップ完成後、「アトリウム発にぎわいプロジェクト」事業で、店舗紹介のパネル展示など、さらにマップを活用した取組みを進めていきたいとの説明がありました。

次の議題に移ります。「(2) 令和3年度特色ある区づくり予算「区役所企画事業」について」でございます。「しもまち地域活性化事業」「みなとまち新潟伝統的産業PR事業」の2点でございます。まず、「しもまち地域活性化事業」については、まちなか回遊・交流人口の観点から、第1部会からも意見聴取したほうがいいのではないかと、担当の第2部会より意見があったことから、事業説明がありました。委員からは、実施事業の具体的な内容に関する質問や費用対効果が見込まれる事業とするよう意見がありました。

次に、「みなとまち新潟 伝統的産業PR事業」につきましては、事前の説明から、事業内容が変更になったため、改めて担当課より説明がありました。主な変更点は、新潟漆器利用促進事業、古町芸妓PR事業に加えて、発酵食PR事業が追加されました。委員からは、古町芸妓に関する事業について、文化継承の普及活動に協力していきたいなどの意見がありました。

その他でございます。「(1) 中央区自治協議会だより第25号の発行に係る原稿執筆等について」でございます。原稿執筆については、中央区自治協議会だより編集部会の担当者より説明があり、当部会としましては小沢副部会長が執筆することに決まりました。また、昨年度実施の「古町・本町商店街に関するアンケート」の結果についても掲載の予定があるということの報告がありました。

(議長)

ありがとうございました。それでは、第2部会の大竹部会長お願いします。

②第2部会(資料 報1-2)

(大竹委員)

第2部会の大竹です。第4回第2部会の会議について、報告いたします。資料番号報1-2をご覧ください。日時、会場等については記載のとおりでございます。最初に提案事業、「子どもたちに元気を配ろう!プロジェクト」について審議に入りました。当日の状況や、部会のサポート内容を確認いたしました。サポート内容の中で、委員の中から提案されました物品寄付企業の紹介が大きく貢献したように感じました。また、当日の状況を伺いましたところ、親子の楽しそうな姿や子どもたちの成長した姿が見ることができたことと、主催する学生の元気な姿に接したことがサポートしてよかったと思いました。感染防止に配慮しながら、様々な企画を計画して事業を継続していくということです。

次に、提案型事業の募集についての審議を行いました。10月4日号の中央区だよりと、新潟市のホームページに再度、募集内容を掲載する予定でございます。また、新型コロナウイルスの影響で応募が滞っておりますので、当初の受付期限を10月末としておりましたが、12月末まで延長をいたすことにしました。今後の申請状況によりましては、第2部会や、委員の所属する団体が主体となって、啓発的な企画を検討してはどうかという意見がありました。

次に、「自治会長・町内会長 感謝の集いについて」意見交換を行いました。最初に事務局から、今年度の内容についての説明がありました。講演会の内容について、委員からは地域活動を行ううえで、感染症対策を踏まえた内容を取り上げてほしいという意見や、今後の状況が不明瞭であれば、中止はしないで、オンラインでの講演会を企画してほしいという要望がありました。

(議長)

ありがとうございました。続いて、第3部会ですが、後藤部会長が欠席ですので、髙 橋副部会長、お願いします。

3第3部会(資料 報1-3)

(髙橋委員)

それでは、資料報 1-3 をご覧いただきたいと思います。第3部会は令和2年9月15日に開催しました。以下のとおりでございます。

議題としまして、「みまもるマップの作成マニュアルについて」です。前回、作成マニュアルの検討ということで、高学年児童を対象にしたマニュアルということだったのですが、前回から、部会ではマニュアルは先生向けに作成するということに決定しましたので、マニュアルを先生向けに作り変えたものについて、意見交換を行いました。

文章の修正や追加等について話し合い、見やすく分かりやすいマニュアルにするように検討しました。また、マニュアルに出てくる「〇み(〇み)」ですね、見守るの「〇み」で、「み」に関しては見守る、身を守る、見つけるなどがあります。また、そのほかに、記載がここにはないのですけれども、災害のときは地域の方々は子どもたちを見るということで、看病の「看」の字、「み」ですね。それから、子どもたちは地域の人たちの助けになるように診る、診察の「診」という字。それから、新潟地震で災害被災地を観るということで、観察の「観」。「み」にはいろいろな意味があるということで、それを注釈に入れたほうがいいのではないかという意見が出ましたので、再考しました。また、ロゴマークですけれども、著作権の問題がないように、オリジナルのロゴマーク、ここにも書いていないですが、ロゴマークをもう1回考え直そうということも話し合いました。最後に、防災士会が行った小学校5年生向けの防災事業を使用した資料や写真を見て、マニュアル作りの参考にしました。その他、中央区自治協議会だよりの第25回発行に係る原稿執筆等についてですが、原稿執筆等については、中央区自治協議会だより編集部会担当より説明がありまして、前回、前々回と同じように私が執筆することに決まりまして、もう提出しております。

(議長)

ありがとうございました。続いて、第4部会の佐藤部会長、お願いします。

4第4部会(資料 報1-4)

(佐藤委員)

第4部会の佐藤です。第4回目の第4部会の会議概要を説明します。資料報1-4をご覧ください。早速、議題に入ります。まず、「(1)空き家問題研修会について」、自治協議会委員向けの空き家問題研修会の開催に向け、河端委員および専門家の方、このときは空き家相談士、司法書士に来ていただきました。そして、プレ講演会、一応試しに講演会を開催してみました。事務局より、研修会の開催については、これは全体の研修会ですけれども、11月から12月の全体会議と同日開催、または、別の日での開催を検討している旨の説明があり、次回の部会で講演の構成等、具体的な研修の構成や日程について検討することになりました。

次の議題です。「(2) 新潟市都市計画マスタープランの改定に伴う区別構想の策定について」、8月の全体会議で、都市計画課より説明があった都市計画マスタープラン区別構想の素案について、建設課より説明があり、その後意見交換を行いました。主な意見として、一つ目が区ビジョンなどと同じものを重ねて書いても仕方がないので、もう少し踏み込んで記載してもいいのではないか。都心軸や中心市街地についてはそれぞれの方向性を少し具体的に記載すれば今後、具体的計画を立てやすいのではないか。これまでの変遷を分かりやすく記載してもらったほうがいいのではないか。普遍的なものと移

り変わってきたものが見えないと分かりにくい。市だけではなく国のビジョンも踏まえて策定しないと計画倒れになってしまうのではないか。マスタープランができたあとも 具体的な投資の際には費用対効果を考えて予算をつけてほしい、というような意見が出ました。それから、その他です。これは、中央区自治協議会だよりですけれども、原稿執筆に関しては、私が書くことになりました。

(議長)

ありがとうございました。続きまして、中央区自治協議会だより編集部会の三國部会 長、お願いします。

(5)第5部会(資料 報1-5)

(三國委員)

編集部会の三國でございます。よろしくお願いいたします。今回は、編集部会第2回目の報告を行わせていただきます。資料報1-5をご覧ください。議題から入らせていただきます。令和2年11月15日号の自治協議会だより掲載内容について、部会の取組みについては以下のとおり決めました。各部会の進捗状況を掲載し、これを皆様にお願いしてありますが、原稿150字程度のほか、写真やイラストなどを検討していただきたいと思っております。

それから、第1部会の「古町・本町商店街に関するアンケート」の結果を掲載するということにつきましては、前にもお話しましたが、特集コーナーで取材記事を入れる予定でしたが中止になりました。そこへ、第1部会から区民にまだアンケート結果を発表していないので、ぜひという要望がありましたので、特集のコーナーで、結構あるアンケートですが、これを今やっているテーマになるべく近づけたものを選択しまして、入れるということにいたしました。

それから、今後のスケジュールにつきまして確認いたしました。9月の部会および全体会議において、各部会に原稿を依頼しておりますが、11月15日木曜日、部会からの原稿締め切り、10月30日金曜日入稿ということでさせていただきますので、皆様ご協力をよろしくお願いしたいと思います。議題の、令和3年3月21日号自治協議会だよりについては、この2年間の最終になります。これにつきましては、このあとのことを考えて検討する予定でございますが、第4部会が研修会を予定していることがあり、この実施内容につきまして掲載するということをどういうふうにするか、これから検討させていただきたいと思っております。そのほかの掲載内容につきましては今後、よく検討いたしまして、決めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。これで、各部会の報告が終わりましたが、皆さん方からご

質問、ご意見等ございますか。ないようですので、次に移ります。

---各所管課からの説明(報告) ---

(2)「中央区区ビジョンまちづくり計画第3次実施計画」令和元年度の取組結果について(資料 報2)

(議長)

次に、「報告(2)「中央区区ビジョンまちづくり計画第3次実施計画」令和元年度の 取組結果について」、地域課長お願いします。

(地域課長)

再び失礼いたします。地域課長の岩渕でございます。私からは、中央区区ビジョンまちづくり計画第3次実施計画の令和元年度の取組結果についてご報告をいたします。ご覧いただく資料につきましては、資料報2になります。こちらをご覧いただきたいと思います。

最初に、A4縦のホチキス止めの資料の1ページをご覧いただきたいと思います。「区ビジョンまちづくり計画」と「第3次実施計画」の概要、そして全事業の取組状況についてということでご説明をいたします。区ビジョンまちづくり計画につきましては、中央区のまちづくりの方針を示した「基本計画」と、その実現に向けて、具体的な取組みを示した「実施計画」とこの2本立てで構成をされております。計画期間につきましては、平成27年度から令和4年度までの8年間となっておりますが、「実施計画」につきましては取組みの実施状況ですとか、あるいは社会経済情勢の変化といったものに柔軟に対応するために、2年ごとに見直しをかけながら作成するということにしてございます。

本日ご報告いたしますのは、中程の表にあります第3次実施計画の内、令和元年度に 実施をしました事業の「取組結果」ということでございます。事業は全部で115ござい まして、それらの取組結果を1冊にまとめましたものが少し厚い冊子になっております けれども、こちらの中央区区ビジョンまちづくり計画第3次実施計画というこちらの冊 子になります。

次に、先ほどの資料の一番下の表をご覧いただきたいと思うのですけれども、こちらが令和元年度に取組みました実施計画事業の目標達成状況をまとめたものでございます。表の見方ですが、取組数の縦列がございまして計 115 となっておりますが、これが先ほど申し上げました令和元年度の実施計画で取り組んだ総事業数ということになります。これら 115 の事業につきまして、それぞれ事業工程、それから数値目標というものを掲げてございますが、その目標値をクリアできたものにつきましては「目標達成」、一部及ばなかったものにつきましては「一部目標未達成」ということにしてございます。全く取り組めなかったものにつきましては「未実施」という形で整理をしてございます。

その結果、令和元年度の実施計画の事業についての結果ですけれども、全 115 事業の内、83 の事業で目標を達成しておりまして、目標達成率は 72.2 パーセントという結果でございました。なお、こちらの冊子ですが、再掲を含む全部で 115 事業について区主体で実施した事業と、別に本庁が主体となって実施した事業とに分けて掲載をしてございます。その1件、1件につきまして、取組結果未達成の場合については、その理由も詳細にその冊子の中で記載してございますので、大変恐縮ですけれども、のちほど詳しくご覧いただければと思います。

それでは、配付いたしました資料の2ページをご覧いただきたいと思います。ここからは、冊子からの抜粋ということになります。全部で115の事業の内、本日は自治協議会委員の皆様から、普段からご意見をいただきながら実施しております特色ある区づくり予算、こちらの区役所企画事業になりますけれども、そちらの取組結果について、冊子から抜粋した内容についてご説明をいたしたいと思います。

表を順にご覧いただきたいと思います。特色ある区づくり事業の区役所企画事業、ここには全部で13の事業が記載されてございます。この内、すべての事業が第3次実施計画事業に位置づけられております。事業名の前に記載の番号を振ってございますけれども、これは小冊子の中での番号に対応しているものでございます。

なお、No.14「路上駐輪対策事業」がございますが、この事業以外は令和3年度も継続して実施する予定にしている事業ですので、冒頭の議事でございました令和3年度の特色ある区づくり予算の意見聴取の参考にしていただければというものです。

それでは、簡単ではございますが、1件ずつ結果についてご説明をしていきたいと思います。まず、一番上です。No.5「アトリウム発にぎわいプロジェクト」です。こちらにつきましては、NEXT21のアトリウム内でミニコンサートなどのにぎわいイベントを通年で実施しまして、目標の開催回数、それから利用団体数ともに目標を達成できたというところでございます。そして、その下のNo.6「地域のお宝!再発見事業」でございます。ここでは、えんでこ、まち歩きについての記載になっております。えんでこにつきましては、台風と新型コロナウイルスの影響によりまして、一部中止になった部分がございます。したがいまして、目標の参加者数につきましては目標達成には至りませんでしたが、まち歩きを通じまして、地域への誇りですとか愛着を持てた方の割合というものも目標数値に掲げていたところですが、その割合については目標を大きく上回ることはできたという結果です。

続きまして、No.14「路上駐輪対策事業」です。こちらは、古町7で路上駐輪実態調査を実施しまして、その結果を受けて、商店街組合の皆さんと検討を重ねて、駐輪場誘導看板の設置をいたしました。再掲事業については割愛をさせていただきます。

3 ページをご覧いただきたいと思います。No.33 「地域主体の人口減少に関する取組み推進事業」です。こちらは、買い物支援検討ワークショップを 2 回開催したほか、地域での取組みということでコミュニティセンターでの野菜の定期販売ですとか、あるい

は地域でのマルシェといった形で開催をいたしました。続きまして、No.39「みんなでつながるにっこにこ子育て応援事業」になります。こちらも新型コロナウイルスの影響がございまして、一部目標達成には至りませんでしたけれども、妊カフェ、育カフェ、子育て支援ネットワーク会議などの各事業を通じまして、安心して子育てができる体制と、切れ目ない支援を行ったというところでございます。

次に、No.40「赤ちゃん誕生お祝い会支援事業」です。こちらは七つの地域、団体に対しまして開催支援を行いまして、子育てへの不安や地域からの孤立感解消につなげることができたということでございます。

続きまして、4 ページをご覧いただきたいと思います。上からNo.48「糖尿病予防事業」になります。こちらは、まちなか健康フェスティバルの開催や飲食店でのヘルシーランチの提供、あるいは漫画キャラクターを活用した啓発などを行いまして、糖尿病予防の啓発を広く行ったというところでございます。続いて、その下になりまして、No.55「話そう・つなごう・あなたの想い 終活きっかけづくり事業」です。こちらでは、もしものときに備え、周りの人と話し合いをして、意思表示をすることの大切さといったものについて、地域福祉推進フォーラムですとか、あるいは地域別人生会議といったイベントで周知を図りました。

続いて、5ページをご覧ください。上からNo.64「防災人材育成・地域づくり事業」になります。こちらは、ハイパージュニアレスキュー訓練の実施ですとか、防災資機材の助成、あるいは五つのコミュニティ協議会で地域版自主避難マップの作成を行いました。避難行動要支援者との関係づくりにおいては目標の啓発人数には達しませんでしたので、啓発品などの工夫をしまして、より多くの方との関係づくりを進めていきたいと考えております。

続きまして、No.70「犯罪のない地域づくり事業」です。こちらは特殊詐欺への注意 喚起のチラシや啓発物を来庁者や啓発運動での配布、それから協力事業者の訪問による 配布といったものを通じまして、高齢者の皆さんに直接届くような働きかけを行ったと いうところです。

続きまして、6ページをご覧ください。No.74「とやの物語≪NEXT STORY≫」です。こちらは、雨の影響で目標の参加者数には残念ながら達しませんでしたが、クルーズ体験ですとか、子ども環境サミットなど鳥屋野潟に親しむ、そして未来を考えるきっかけを持つことができたということです。

続きまして、No.80「区民協働森づくり事業」です。地域や関係団体など区民との協働で、海浜植物園の周辺に900本のクロマツの植樹を行ったということでございます。No.82「北前船がもたらした伝統的産業PR事業」です。こちらは、「新潟漆器」につきましては区内の飲食店などに漆器の貸し出しを行いまして、事業者のニーズの把握と、来店者へのPRを行ったということでございます。「発酵食」につきましては、小学校で味噌づくりカリキュラムを実施しまして、家庭での味噌の消費につなげることもでき

ました。そして、「古町芸妓」のPRにおきましては、多くの方々に芸妓に触れるような機会を提供して、その魅力を伝えることができたと思っております。

最後になります。7ページをご覧ください。再掲の二つ目になります。「地域のお宝!再発見事業」の内、伝統文化PR事業でございます。区内に 10 ある文化施設と連携しまして、PR冊子の発行ですとか、あるいは企画展示、スタンプラリーの開催といったものを行いました。

長くなりましたが、以上が令和元年度の実施事業の取組結果の内、特色ある区づくり 予算の区役所企画事業分についてのご説明ということでございました。悪天候ですと か、新型コロナウイルスの影響によりまして、目標に対して一部未達成といったものも 中にはございましたが、どの事業につきましても、区ビジョンの目標に掲げました取組 みをしっかりと進めることができたと思っております。こうした、令和元年度の事業で の取組結果といったものを踏まえまして、冒頭、副区長からも説明がございました、来 年度に実施する区づくり事業のほうに生かして取り組んでまいりたいと考えておりま すので、よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。ただいまの説明にご質問、ご意見はありませんか。ないようですので、次に移りたいと思います。岩渕課長、ありがとうございました。

(3) 中央区 旧万代保育園の跡地利用について(資料 報3)

(議長)

次に、「報告(3)中央区旧万代保育園の跡地利用について」、健康福祉課長、ご説明 をお願いします。

(健康福祉課長)

健康福祉課長の佐久間でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

旧万代保育園の跡地利用について、報告をさせていただきます。資料報3をご覧ください。1枚おめくりいただきまして、「中央区 旧万代保育園の跡地利用について」です。 万代保育園につきましては、今年の2月25日に宮浦乳児保育園と統合し、東地域保健 福祉センターとの複合施設として、旧万代小学校の跡地に移転いたしました。旧万代保育園の跡地の活用方針がまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。

この旧万代保育園があった地域では、かねてより、住民の皆様が中心となりまして、 障がいのある人もない人も共に生きるまちづくりを進めるため様々な取組みが行われ ており、この施設についても、これまでの取組みを踏まえた活用をしていただきたいと いう要望もいただいておりました。また、本市においても第3次新潟市障がい者計画に おいて、障がいのある方が住み慣れた地域で、安心して生活を送ることができるよう、 グループホームや生活介護などのサービス基盤の整備充実を重点施策として掲げていることから、こうした事業を行う事業所に旧万代保育園の貸付を行うこととしました。 施設の概要と位置図については記載のとおりです。

裏面をご覧ください。貸付までのスケジュールですが、先月末に審査会を行いまして、 プロポーザル方式により最優秀提案者を決定いたしました。今後、決定した事業者と協 議、調整を行いまして、11 月頃には事業者による、地元の説明会を予定しています。そ の後、保育園から障がい者の施設になるということで、施設の改修を行いまして、来年 4月から、この地での事業開始を予定しております。

次に、「3 貸付の方法・期間について」は、記載のとおりでございます。「4 借受予定者と提案事業について」です。今回の公募型プロポーザル方式によります事業者の募集においては、現在、沼垂西で就労継続支援プログラムB型という事業を行っている、特定非営利活動法人障がい者生活ステーション「さんろーど」に決定いたしました。重度障がい者を一定程度受け入れる生活介護事業も、これまでの事業に加えて、新規に行っていただくということ、また地域との連携や協働の取組みについてが審査会の中で評価をされました。

今後、こうした事業を行う施設については、5 にありますように、所管が中央区の健康福祉課から福祉部の障がい福祉課に移管となる予定です。

(議長)

ありがとうございました。ただいまの説明にご質問、ご意見はございませんか。よろ しいですか。それでは、終わります。佐久間課長、ありがとうございました。

(4)「国道113号のバス専用通行帯の見直し」について(資料 報4)

(議長)

次に移ります。次に、「報告(4)「国道113号のバス専用通行帯の見直し」について」、 新潟警察署交通課長からのご説明をお願いいたします。

(新潟警察署交通課長)

皆様、お疲れ様です。新潟警察署で交通課長をやっております本間と申します。よろしくお願いします。私からは、国道 113 号のバス専用通行帯の見直しについて、報告させていただきます。資料につきましては、資料報4をご覧ください。東区との境界付近にあたります国道 113 号線です。うちの管内の中央区内は竜が島、絵の中の①のところにあたります。約 600 メートル、0.6 キロメートルです。あと、②というのが、これは東区になりますけれども、約 600 メートル。一緒にバス専用通行帯を 10 月 24 日、来月ですけれども、解除します。東区については東警察署から、東区にお住まいの方々に説明があります。

この交通規制の関係を若干説明させていただきますと、片側2車線ある内の新潟市街地に向かって、左側の車線が日曜、休日を除く朝7時30分から9時までの間、バス専用となっております。詳しく申し上げますと、バスと二輪車、普通ということで書いてあります。タクシー、あとは3人以上乗車の普通車となっております。

交通状況について簡単にお話いたしますと、この区間は一般車両の交通量は少ないです。信号待ちの関係で、固まって走ってくることはありますけれども、平成17年にみなとトンネルが全線開通したことで、当時と比べこの規制区間の交通量が激減しました。また、そういった状況の中で、この規制区間で一般車両が左側の車線を多く走っております。また、バス自体は、左側にバス停がありますので、左側の車線を走っておりますけれども、例えば、回送のバスとか、空港から駅に向かうリムジンバス、高速バスといったものについては、よく見ていると右側の車線を走っている場合も見受けられます。

それで、私どもといたしましては、バス専用通行帯を解除いたします。それによって、一般路線バス以外の高速バスなどが通行できる車線が左だけではなくて、右のほうにも走れるということで自由になります。交通状況に応じて臨機応変に通行車線を選択することもできるということと、一般車両の交通量がそう多くはないということで、バスに優先通行権を与えなくてもバスの運行に支障がないと私どもは判断いたしまして、来月10月24日に専用通行帯を解除します。また、併せまして、駐停車禁止規制についても解除するということであります。

(議長)

ありがとうございました。ただいまのご説明にご質問、ご意見等ございませんか。よろしいですか。松川委員、ありませんか。どうぞ。

(松川委員)

鉄道・公共交通研究家の松川です。よろしくお願いします。予想と反してびっくりしていますのは、去年の西大通りのときは車が多すぎて、実際に守られていないから、やむを得ず解除するという。今回は、朝でもそんなに交通量が少ないのですか。

(新潟警察署交通課長)

少ないです。その時間帯を走られている方はお分かりになると思いますけれども、車は本当に少ないです。先ほど申し上げたとおり、信号待ちの関係で走り出して固まってくるということは、やはりありますけれども、それでも渋滞とかそういうわけではないです。あのような状況を見ますと、あの状態でバスの専用通行帯をそのままかけているとなると、ほかの道路もみんなかけなければだめだというほど、そう思われるほど交通量は少ないです。

(松川委員)

どうも、前に聞いた話では、新潟県警では優先レーン、専用レーンは徐々にもう廃止していくという方針があると聞いたことがありまして、マイカー優先になって、バスが渋滞にはまって、ますますバスが使われなくなるということを一番危惧していたのです。この近くだと柾谷小路で優先レーンがありますが、そういうところに拡大するという恐れはないですか。

(新潟警察署交通課長)

私どもは実態に合わないような路線については見直しをしましょうということで、各路線調査をしております。交通量調査などをして、やっております。柾谷小路につきましては、新潟中央警察署の管内ですから、私は承知しておりませんけれども、実態に合わないところは見直しをするというスタンスで、市内だけでなくてほかの地域も同様に対応していると私は聞いております。

(松川委員)

実態に合わないというのは、今回は少なくていらないだろうと。昨年の西大道は車が多すぎて守られていないから、実態に合わないから外すという形だった。今後も見直しするにあたって、今回の東区の件はともかくとして、ほかの地区で車が多すぎるから守られないから外すというのは、考え方を改めていただきたいと思います。というのは、警察の仕事ではなくて、実際は市の仕事ですけれども、多すぎるのだったらどう分散するか。郊外に。南のほうだったら、今、イオンに車を置いてバスに乗ってもらいましょうとか。西だったら、駅を拡充して、車を置いてもらって、Suicaでピッピッとやったら割引にしましょうとか、やり方があると。モビリティマネジメントといいますけれども、そういったことを警察で、例えばここは多すぎて守られていないといったら、市や区に働きかけてほしいです。これ守られていないから、分散する方法を考えてほしいと思います。新潟交通も四半期で7.8億円の赤字を出しています。減便せざるを得ないなんて話になっていまして、ますます状況が悪くなっていますので、どうやったら、みんながマイカーからバスに乗るか。そのほうが、警察にとっても交通事故は減りますし、高齢者の免許返納も進むでしょうし悪いことはないと思うのです。

よろしくお願いします。

(新潟警察署交通課長)

ありがとうございます。私どもといたしましても、公共交通の活性化というものは本 当に必要だ、大事だということは十分理解しておりますので、私たちも必要なことにつ いては新潟市にも働きかけをやっていきたいと考えてはおります。よろしくお願いしま す。

(議長)

ありがとうございました。ほかにございませんか。ないようでございます。交通課長、 ありがとうございました。

4 その他

(1) 新潟市ファミリー・サポート・センターについて(資料 他1)

(議長)

次に移ります。「その他(1)新潟市ファミリー・サポート・センターについて」、こども政策課長補佐からご説明をお願いします。

(こども政策課長補佐)

こども政策課の小柴と申します。本日は、貴重なお時間をいただきまして大変ありが とうございます。

こども政策課からは、お手元にあります資料他1としてお配りしております、「新潟市ファミリー・サポート・センターについて」ご説明させていただきます。それでは、1枚おめくりいただきまして、カラー刷りの資料をご覧ください。まず、ファミリー・サポート・センターとはということで、委員の皆様もお聞きになったことが、もしかしたらあるかもしれませんけれども、簡単にご紹介させていただきます。

ファミリー・サポート・センターにつきましては、共働き世帯が非常に多くなってきている現状におきまして、地域における子育てを支援する制度として、平成 24 年度から新潟市では事業を行っております。子育ての援助を受けたい人を依頼会員、子育ての援助を行いたい人を提供会員としまして、新潟市社会福祉協議会が事務局、センターの機能を持ちまして、子どもの送迎ですとか預かり、こうした援助活動を行う事業になります。

サービスを利用する依頼会員につきましては、提供会員に 1 時間当たり 700 円ということで、安い金額になっているのですけれども、700 円の利用料を提供することとなっております。サービスの流れにつきましては、資料の枠囲みのところをご覧ください。まず、1 番目としまして、センターにコーディネーターがいますけれども、依頼会員がセンターに援助の依頼をいたします。そうしますと、コーディネーター、アドバイザーが②依頼会員に援助できるかどうかという打診を行います。③でその承諾が得られましたら、④依頼会員に提供会員を紹介するということになります。そのあとは、依頼会員と提供会員双方で直接お会いしまして、事前に打ち合わせを行ってサービスの提供という流れになります。

それから、項目の二つ目をご覧いただきたいと思います。会員と活動実績、どれくらいいるかということを記載してございます。本年、8月の時点でご覧のような数字となっておりますけれども、こちらの中央区では提供の会員が117名、それから依頼の会員

が886名、提供と依頼と両方やりますという方が26名。合計で1,029人の方がいらっしゃいます。各区を見ていただきますと、いずれも依頼会員のほうが非常に多い状況となっておりまして、提供会員と依頼会員の比率でいきますと、欄外にも記載してありますとおり、1対6ということで、アンバランスな状況になってございます。

活動実績につきましては、令和元年度で6,613件ということで、その下に主な内容が書いてございますけれども、保育園とか学校の送迎、習い事の送迎、帰宅後の預かり、それから保護者等外出時の援助という形となっております。一番多い順に並んでおりまして、園、学校等の送迎が概ね全体の3割ちょっとです。習い事の送迎が3割弱、28パーセントほど。帰宅後の預かりが2割ほど。それから、保護者等外出時の援助が1割程度という状況になっております。

また、ファミリー・サポート・センターの提供会員の方には、会員の研修を受けていただくことになります。また、その活動中に万一事故があると大変ですので、センターで一括保険に加入してございます。

このページの最後になりますが、課題ということで記載してあります。先ほど、ご説明をしましたとおり、依頼会員と提供会員の数がアンバランスな状況になっておりまして、依頼会員がせっかくサービスの提供を依頼ということでいただいても、なかなかマッチングができないというようなことが生じております。このため、まずは提供会員数の増加が私どもとしては喫緊の課題と捉えておりまして、地域の皆様にもこの情報を共有いただきまして、関心がおありでしたら、ここに記載のセンター、社会福祉協議会になりますけれども、お問い合わせいただければ幸いと考えています。

裏面をご覧ください。先ほども申し上げましたとおり、提供会員になるためには研修会の受講が必須となっておりますけれども、直近の研修を記載しております。10月、来月で今からということになるとなかなか日数がないのですけれども、10月の研修の内容を記載しております。まずは提供会員として活動するためには、上段にあります基本研修を受けていただく必要がございます。さらに、病児の預かりを行う場合には、その下にあります病児研修を追加で受講していただく形になります。基本研修につきましては、テキスト代として2,000円をお預かりいたしますけれども、こちらは3日間にわたりまして、かなり充実した研修が受講できるということですので、子どもとか子育て支援といったことに関心のおありの方につきましては、ご自身のスキルアップという側面からもご受講いただければ非常にありがたいと思います。

なお、この研修につきましては、10月が終わりましても、年明け1月、2月、3月のいつになるかはまだ分からないのですけれども、年明けにも予定してございますので、ぜひご検討をいただければと思います。

簡単にご説明をさせていただきました。本日、皆様のお手元の茶封筒の中に、私どもで作りました子育で応援パンフレットのスキップという冊子も入れさせていただきましたので、のちほどご覧いただければと思います。今ご紹介したファミリー・サポート・

センターについては31ページに記載しております。

(議長)

ありがとうございました。この件について、皆さん方からご質問、ご意見等ありませんか。高橋委員、どうぞ。

(髙橋委員)

入舟地区コミュニティ協議会の髙橋と申します。よろしくお願いします。この前も総務運営会議で話があったのですけれども、保険に関しては確実に入っているということ、研修もやっているということで、提供会員のほうはすごく審査が厳しいようですけれども依頼会員、今こういう時代ですので、子どもたちに何かあった場合は、大変いい事業なのに犯罪に結びつけるようなことがあると思うのです。例えば、利用料の1時間700円、中間にファミリー・サポート・センターがやるのではなくて、お互いで現金を受け取りする。これは問題があるのではないかという話も総務運営会議であったのです。依頼会員の基準がどういうふうにされているのか分からないですけれども、例えば、お金の出し渋りがないように、中間にファミリー・サポート・センターが入ったほうがいいのではないでしょうか。現金ですからいろいろ問題が出てくるのではないかという話をしたのですけれども、その点どうなのでしょう。お願いします。

(こども政策課長補佐)

ありがとうございます。たしかに、そのようなことがあると非常にまずいというところではあります。ですので、今回のファミリー・サポート・センターの活用につきましては、しっかりとファミリー・サポート・センターが間に入りまして、きちんと実績を報告いただいて、お金のやり取りは直接提供会員と依頼会員の間でやるのですけれども、報告をきちんとしっかりとファミリー・サポート・センターに挙げて確認をしているということになっております。今、私どもで、委員のおっしゃるお金の出し渋りとかそういったところまでのお話は届いておりませんけれども、仮に、もしそんな話があれば当然、センターを通じましてしっかりと是正といいますか、対応していきたいと思っております。

(議長)

よろしいですか。ほかにございませんか。なければ終わりたいと思います。ありがと うございました。以上で、本日の提案議事は終了いたしましたが、ほかに皆さん方から 何かございませんか。

5 閉会

(議長)

本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和2 年度第5回中央区自治協議会を閉会といたします。大変お疲れ様でございました。